

吉川市都市計画審議会

参考資料集

資料名

- 1 吉川市都市計画審議会委員名簿
- 2 吉川市都市計画審議会の概要
- 3 吉川市都市計画審議会条例
- 4 吉川市都市計画審議会運営規程
- 5 吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領
- 6 吉川市市民参画条例施行規則(抜粋)
- 7 吉川市の都市計画の概要
- 8 吉川市都市計画図(1/20000)
- 9 吉川市都市計画マスタープラン(ダイジェスト版)

1 吉川市都市計画審議会委員名簿

任期：平成28年2月28日から平成30年2月27日まで

	選出区分	役員	委員氏名	備考
1	学識経験のある者 第2条第2項第1号		作山 康	都市計画関係
2			宇田川 孝一	土木関係
3			廣木 邦彦	建築関係
4			飯島 義男	商工関係
5			立原 司朗	農業関係
6			池上 雅子	環境関係
7	市議会の議員 第2条第2項第2号		岩田 京子	建設生活常任委員
8			小林 昭子	建設生活常任委員
9	関係行政機関及び 埼玉県職員 第2条第2項第3号		細田 哲也	埼玉県越谷県土整備事務所長
10	市民 第2条第2項第4号		斎藤 和雄	市民公募

(平成28年2月28日現在)

2 吉川市都市計画審議会の概要

《設置趣旨》

吉川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置する市の附属機関であり、主に吉川市に関する都市計画を決定又は変更する際に、市長から付議された都市計画の案が適当か否かを調査・審議し、その結果を市長に答申することを所掌事務とした、公正かつ専門的な第三者機関として設置しているものです。

《所掌事務》

- 都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
- 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。
- 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

《委員構成》

審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」に基づき、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員で組織します。なお、委員の任期は2年となっており、再任されることを妨げないことになっております。また、会長は、学識経験のある者の委員から委員の選挙によって定めることになっており、副会長は、会長が指名するものとなっております。

- 学識経験のある者
- 市議会の議員
- 関係行政機関及び埼玉県の職員
- 市民

《審議会の運営等》

審議会では、「吉川市都市計画審議会条例」及び「吉川市市民参画条例施行規則」の他、「吉川市都市計画審議会運営規程」を定め、運営することになっております。

また、会議は、「吉川市市民参画条例施行規則」に基づき、原則、公開することになっており、会議の傍聴に関し、「吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領」を定めています。

【設置根拠法令】

都市計画法（昭和43年法律第100号）抜粋

（市町村都市計画審議会）

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

3 吉川市都市計画審議会条例

昭和44年9月29日
条例第20号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、吉川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関及び埼玉県の職員
- (4) 市民

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したとき、又は専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長が指名するものとする。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会及び常務委員会の運営に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年条例第27号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第46号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の吉川市都市計画審議会条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定により委嘱されている委員の残任期間における委員定数は、改正後の吉川市都市計画審議会条例 (以下「改正後の条例」という。) 第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により知識経験を有する者として委嘱を受けている委員は、改正後の条例に規定する学識経験のある者とみなす。

4 吉川市都市計画審議会運営規程

平成12年11月27日審議会議決
改正 平成25年10月 8日審議会議決

(趣旨)

第1条 この規程は、吉川市都市計画審議会条例（昭和44年吉川町条例第20号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、吉川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び吉川市都市計画審議会常務委員会（以下「常務委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員任期)

第2条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合において新たに選出又は指名された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代理)

第3条 条例第2条第2項第3号につき委嘱された委員に事故あるときは、当該関係行政機関及び埼玉県におけるその者の職務を代理又は補佐する者を議事に参与させ、又は決議の数に加えることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 臨時委員は、審議会に出席し会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

2 専門委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、調査結果について報告しなければならない。

(常務委員会)

第5条 常務委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が審議会の意見を聴き、指名する委員をもって組織する。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 学識経験のある者につき委嘱された委員 | 2人以内 |
| (2) 市議会の議員につき委嘱された委員 | 2人以内 |
| (3) 市民につき委嘱された委員 | 2人以内 |

2 吉川市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により常務委員会が処理する軽易なものは、次に掲げる都市計画の変更とする。

- (1) 都市計画の変更のうち、名称の変更をするもの。
- (2) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除をするもの。

3 前項に規定する事項に関する処理は、常務委員会の決議をもって審議会の決議とする。

4 会長は、前項に規定する決議をした際は、これを委員に速やかに報告しなければならない。

(招集)

第6条 会長は、審議会又は常務委員会開催の日の7日前までに、招集の日時、場所及び審議事項を委員並びに当該審議事項に係る臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開等)

第7条 審議会及び常務委員会の会議の公開は、吉川市市民参画条例施行規則に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成12年11月27日から施行する。
(市民につき委嘱された委員が選任されていない場合の特例)
- 2 市民につき委嘱された委員が選任されていない場合の常務委員会は、学識経験のある者につき委嘱された委員4人以内、市議会の議員につき委嘱された委員2人以内で組織する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月8日から施行する。

5 吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市市民参画条例施行規則（平成17年吉川市規則第12号）第6条第4項の規定に基づき、吉川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴申込み)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会議を行う場所（以下「会場」という。）の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第4条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開くことを審議会が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成12年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月14日から施行する。

6 吉川市市民参画条例施行規則（抜粋）

平成17年2月14日
規則第12号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、吉川市市民参画条例（平成16年吉川市条例第15号。以下「条例」といいます。）第42条の規定に基づいて、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

第2章 審議会

第1節 通則

（審議会）

第2条 この規則において、「審議会」とは、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「情報公開条例」といいます。）第26条に規定する附属機関等をいいます。

2 条例第7条第1項と第2項の規定により市民参画手続の対象とならない事項を取り扱う審議会についても、条例第12条から第16条までの規定を準用します。

第2節 会議の公開

（会議の公開の基準）

第3条 審議会の会議は、原則として公開します。ただし、会議の審議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会議の一部又は全部を公開しないことができます。

- (1) 法令などにより調停又は仲介の手続などが非公開とされている場合
- (2) 情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」といいます。）に該当すると認められる事項について許可、認可などの審査、行政不服審査、紛争処理に関する事務などを行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと審議会が認める場合

（公開又は非公開の決定）

第4条 審議会の長は、前条に規定する会議の公開の基準に基づいて、その審議会の会議の公開又は非公開の決定をすることができます。この場合において、審議会の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができます。

2 審議会の長は、会議の一部又は全部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければなりません。

（会議開催の事前公表）

第5条 第23条第1項に規定する市民参画手続実施責任者（以下「市民参画手続実施責任者」といいます。）は、審議会の会議の開催の日前7日までに次に掲げることをするものとします。ただし、緊急に審議会の会議を開催する必要が生じたときは、開催の決定後速やかに、これらのことをするものとします。

- (1) 市役所の掲示場に会議案内（様式第1号）を掲示すること。
- (2) 総務部庶務課と市民課で会議案内を閲覧できるようにすること。

(3) 次の事項を市の公式ホームページに掲載すること。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題と公開又は非公開の別
- オ 非公開の理由（会議を非公開にする場合に限ります。）
- カ 傍聴を認める者の定員（会議を公開する場合に限ります。）
- キ 傍聴の申込方法
- ク 問い合わせ先
- ケ 審議会手続以外の市民参画手続の実施予定

（会議の傍聴）

第6条 審議会の会議の公開は、第4条第1項前段の規定により会議の全部を公開しない決定をしたときを除き、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとします。

- 2 審議会は、傍聴を認める者の定員を、会議の都度、定めるものとします。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順で定員に達するまでの者の傍聴を認めるものとします。ただし、審議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができます。
- 4 審議会は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴の手続、遵守事項などを定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければなりません。
- 5 審議会の会議を傍聴する者は、係員の指示に従うとともに、審議会が定める事項を守り、静かに傍聴しなければなりません。

（準則の制定）

第7条 市長は、審議会の会議の傍聴の手続、遵守事項などに関する準則を定めるものとします。

（会議資料の提供）

第8条 審議会は、会議を公開するに当たっては、その会議に使用する会議資料を審議会の構成員と同様に傍聴者に配布するものとします。ただし、会議資料に非公開情報が記載されているものを除くものとします。

- 2 前項本文の場合において、図面、地図、写真、法令集その他研究用の参考資料である会議資料については、その会議が終了するまでの間、会議を行う場所に据え置き、傍聴者が閲覧できるようにするものとします。

（運営状況の報告）

第9条 市民参画手続実施責任者は、毎年4月15日までに前会計年度に開催した担当する審議会の会議の公開に関する運営状況を記載した報告書（様式第2号）を作成し、総務部庶務課長（以下「庶務課長」といいます。）に提出しなければなりません。

- 2 庶務課長は、前項の規定により報告書が提出されたときは、その報告書の写しを総務部庶務課に据え置き、提出を受けた日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧ができるようにするとともに、会議の公開に関する運営状況の概要を市の広報に掲載するものと

ます。

第3節 会議録の作成

(会議録の作成)

第10条 市民参画手続実施責任者は、審議会の会議が終了したときは、審議会があらかじめ決定した会議録の作成方法に基づいて、速やかに、会議録を作成しなければなりません。

(会議録)

第11条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席委員と出席者の氏名
- (5) 欠席委員と欠席者の氏名
- (6) 担当課職員職氏名
- (7) 会議次第と会議の公開又は非公開の別
- (8) 非公開の理由（会議を非公開にした場合に限りです。）
- (9) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限りです。）
- (10) 会議資料の名称
- (11) 会議録の作成方法
- (12) 審議内容
- (13) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認めた事項

2 審議内容には、発言者名を記載するものとします。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、審議会の出席委員の過半数をもって決定した場合は、この限りではありません。

3 市民参画手続実施責任者は、前条に規定する審議会の会議の会議録を作成するときは、審議会の長が指定した者により会議録の確認を得るものとします。

4 市民参画手続実施責任者は、会議資料があるときは、その会議資料を会議録に添付するものとします。ただし、会議資料が図面、地図、写真、法令集その他研究用の参考資料であるときは、この限りではありません。

(標準の会議録)

第12条 会議録の作成は、標準の会議録（様式第3号）により行うものとします。ただし、会議の種類に応じて市民参画手続実施責任者が必要と認めたときは、会議の種類に応じて適宜変更できるものとします。

(会議録の写しの閲覧)

第13条 市民参画手続実施責任者は、会議録を作成したときは、直ちに、その会議録と会議資料（以下「会議録」といいます。）の写しを作成し、担当課に据え置き、その会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧ができるようにするものとします。

2 市民参画手続実施責任者は、会議録の一部に非公開情報が記録されている場合は、その非公開情報の部分を除くことにより、会議録の写しを作成するものとします。

第4節 公募委員

(公募委員)

第14条 条例第14条第1項に規定する公募委員の対象となる者は、原則として応募時に20歳以上であって、市内に在住、在勤又は在学する者としてします。

(委員の公募に関する公表事項)

第15条 市長は、審議会の委員を公募により選任しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会の名称と内容
- (2) 委員の任期
- (3) 募集する委員の人数と選考方法
- (4) 応募できる者の範囲と応募方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員の選考方法)

第16条 公募に応じた者の中から審議会の委員を選考する場合は、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）を設置するものとします。

2 選考委員会における構成員の選考方法は、次の各号のいずれかから審議会の設置の趣旨や目的にあった方法を選択するものとします。

- (1) 論文、作文などによる選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 選考結果は、応募者に通知するものとします。

第5節 委員の公表

(委員の公表)

第17条 条例第16条前段の規定による公表は、審議会の構成員票（様式第4号）により各年度の初回の会議開催の事前公表に併せて第5条第2号に掲げる方法により行うものとします。

第3章 市民説明会、地域ヒアリング、ワークショップと市民討議会

第18条～第22条 省略

第4章 推進体制

第23条～第24条 省略

第5章 吉川市市民参画審議会

第25条～第28条 省略

第6章 雑則

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

省略